

## ○内部質保証推進委員会規程

(平成4年11月5日制定)

改正	平成7年4月1日	平成8年4月1日
	平成9年4月1日	平成12年4月1日
	平成13年4月1日	平成14年11月1日
	平成16年4月1日	平成18年4月1日
	平成22年4月1日	平成22年7月16日
	平成26年3月14日	平成26年12月24日
	平成27年4月28日	平成30年11月28日
	平成31年2月15日	令和3年3月5日
	令和4年2月1日	令和4年10月18日

(目的)

第1条 本学に、教育研究及び管理運営等本学の諸側面を点検・評価し、その改革・改善を図るため、全学の内部質保証の推進に責任を負う組織として、阪南大学内部質保証推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

(組織)

第2条 推進委員会は、次の各号の委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 各学部長及び大学院研究科長
- (4) 大学事務局長

2 推進委員会に、委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は学長とし、副委員長は学長が指名した副学長とする。

4 推進委員会のもとに次の各号の専門委員会を置く。

- (1) 基本事項検討委員会
- (2) 全学自己評価実施委員会
- (3) 各部局自己評価実施委員会

5 推進委員会は、必要に応じ作業部会を置くことができる。

(運営)

第3条 推進委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(審議事項)

第4条 推進委員会は、本学の内部質保証推進に関する次の各号の事項を審議し、実施する。

- (1) 自己点検・評価の実実施計画策定及び実施に関する事項
- (2) 自己点検・評価の対象分野・領域、方法及び項目に関する事項
- (3) 自己点検・評価結果の総括、白書の作成及び公表に関する事項
- (4) 自己点検・評価結果に基づく改革・改善案の策定と実施、及び実施のための各部局への指示・支援に関する事項
- (5) 各種統計・資料等自己評価に必要な基礎データの収集・整備
- (6) その他本学の内部質保証の推進に関する事項

(基本事項検討委員会)

第5条 基本事項検討委員会(以下「検討委員会」という。)は、次の各号の委員をもって構成し、委員長は副学長とする。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 各学部長及び大学院研究科長
- (3) 教務部長
- (4) 学生部長

- (5) 研究部長
  - (6) 学長室入試担当部長
  - (7) 大学事務局長
- 2 検討委員会は、大学・学部・学科・大学院研究科の理念・目的・使命に関する事項を検討する。
  - 3 検討委員会は、検討事項につき、必要に応じて学内諸機関に諮問をすることができる。
  - 4 検討委員会は、検討事項につき、必要に応じて関係者に出席を求め、その意見を聴取することができる。

(全学自己評価実施委員会)

第6条 全学自己評価実施委員会は、次の各号の委員を以て構成する。

- (1) 学長が指名した副学長 1名
  - (2) 教務部長、学生部長、研究部長、学長室入試担当部長、学長室長、教務部事務部長、学生部事務部長、研究部事務部長及び法人部長
- 2 委員長は副学長とする。
  - 3 全学自己評価実施委員会は、各部局自己評価実施委員会の報告に基づき全学の自己点検・評価を行い、推進委員会に報告する。

(各部局自己評価実施委員会)

第7条 各部局自己評価実施委員会(以下「実施委員会」という。)の組織、構成等は、別表のとおりとする。

- 2 各実施委員会の委員長は、各組織の長(又は役職上位者)とする。
- 3 各実施委員会は、その担当分野・領域について点検・評価を行い、全学自己評価実施委員会に報告する。
- 4 各実施委員会は、関連事項について、必要に応じ合同委員会を開催する。

(事務局)

第8条 推進委員会及び専門委員会の事務局は、次の各号のとおりとする。

- (1) 内部質保証推進委員会、基本事項検討委員会及び全学自己評価実施委員会については、学長室総務企画課が行う。
- (2) 各部局自己評価実施委員会については、別表のとおりとする。

(細則)

第9条 この規程の施行に必要な細則は、別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成4年11月5日から施行する。

附 則(平成7年4月1日)

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年4月1日)

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年4月1日)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年4月1日)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年4月1日)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年11月1日)

この規程は、平成14年11月1日から施行する。

附 則(平成16年4月1日)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年7月16日)

この規程は、平成22年7月16日から施行する。

附 則(平成26年3月14日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月24日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月28日)

この規程は、平成27年4月28日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成30年11月28日)

この規程は、平成30年11月28日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則(平成31年2月15日)

この規程は、平成31年2月15日から施行する。

附 則(令和3年3月5日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年2月1日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年10月18日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

## 別表

### 各部局自己評価実施委員会組織

評価事項 (報告先)	実施委員会名	構成員	事務局
教育研究組 織・活動事項 (学部長会)	流通学部実施委員会	学部長、学部長任命委員(4名以上)	教務課
	経済学部実施委員会	学部長、学部長任命委員(4名以上)	

		名以上)	
	経営情報学部実施委員会	学部長、学部長任命委員(4名以上)	
	国際コミュニケーション学部実施委員会	学部長、学部長任命委員(4名以上)	
	国際観光学部実施委員会	学部長、学部長任命委員(4名以上)	
	大学院研究科実施委員会	研究科長、研究科長任命委員(4名以上)	
	教職課程委員会	教職課程委員会構成員	
入試・教育課程事項 (企画運営会議)	入試実行委員会	入試実行委員会構成員	入試広報課
	教務委員会	教務委員会構成員	教務課、教育情報課
学生生活支援事項 (企画運営会議)	学生委員会	学生委員会構成員	学生支援課
	国際交流委員会	国際交流委員会構成員	学生支援課
	キャリア委員会	キャリア委員会構成員	キャリア支援課
教育研究支援事項 (企画運営会議)	学術情報委員会	学術情報委員会構成員	学術情報課
	社会連携委員会	社会連携委員会構成員	学術情報課
	大学教育センター運営委員会	大学教育センター運営委員会構成員	教育情報課
	情報システム委員会	情報システム委員会構成員	
管理運営事項 (学部長会・企画運営会議)	大学管理運営事項実施委員会	学長室管理職(総務企画課、入試広報課)	総務企画課、入試広報課
	法人管理運営事項実施委員会	法人部管理職(企画課、財務課、施設課)	企画課、財務課、施設課